

広島県告示第五百六十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によつて、昭和五十八年広島県告示第三百七十号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県芸北地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年五月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 加計農業振興地域

二 戸河内農業振興地域